別記様式第88号

原動機付自転車、小型特殊自動車標識

|  |  |
| --- | --- |
| 100ミリメートル | 産山村  0123  （　　　　　　　県） |
|  | 170ミリメートル |

（備考）

1　標識の地塗色は、次による。

(ｲ)　産山村税条例第82条第1号アの原動機付自転車にあっては、白色

(ﾛ)　産山村税条例第82条第1号イの原動機付自転車にあっては、薄黄色

(ﾊ)　産山村税条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあっては、薄桃色

(ﾆ)　産山村税条例第82条第2号イの小型特殊自動車にあっては、薄緑色

2　標識の文字の塗色は、次による。

(ｲ)　軽自動車税が課される原動機付自転車及び小型特殊自動車にあっては、濃紺色

(ﾛ)　軽自動車税が課されない原動機付自転車及び小型特殊自動車にあっては、赤色